

資 料
No. 1
環境部

平成 24 年 4 月 12 日

## 「葛飾区民間建築物環境配慮ガイドライン」について

### 1 策定の背景

葛飾区では、地球温暖化を防止するための地域の取組を総合的・計画的に推進するため、平成 20 年度から 24 年度の 5 年間を計画期間とする「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」を平成 20 年 7 月に策定した。この中では、温室効果ガス排出量を平成 24 年度までに基準年度(平成 2 年度)に対して 13.5%削減することとしており、この計画に基づき温暖化対策を行った結果、平成 21 年度における葛飾区の温室効果ガス排出量は、12.7%減少している。しかしながら、温室効果ガスの約 9 割を占める二酸化炭素排出量は、民生家庭部門と民生業務部門が全体の 57.2%を占めており、温室効果ガスをさらに削減していくためには、民生家庭部門及び民生業務部門に対する温暖化対策が重要である。

そのため、区施設においては、平成 21 年度に策定した「葛飾区環境配慮指針(区施設における環境配慮事項をまとめたもの)」に基づき新設・改修を進めているところである。また、民間建築物においては、平成 23 年 3 月に策定した「葛飾区環境基本計画(第 2 次)」の中で、民間向け環境配慮ガイドラインの作成を重点プロジェクトに位置付け、区全体として建築物の省エネ化の推進を図っていくこととしている。

この度、民間建築物を対象とした環境配慮事項を定めた「葛飾区民間建築物環境配慮ガイドライン」がまとまったので、報告するもの。

### 2 ガイドラインの周知方法

- (1) 広報かつしか 5 月 5 日号及び区ホームページによる周知
- (2) 区役所、テクノプラザかつしか等区施設及び設計会社等において配布
- (3) 行政連絡協議会における周知
- (4) 介護サービス事業者連絡会における周知 など

### 3 葛飾区民間建築物環境配慮ガイドライン

- 資料 1 葛飾区民間建築物環境配慮ガイドラインの概要
- 資料 2 葛飾区民間建築物環境配慮ガイドライン 住宅(戸建住宅)編
- 資料 3 葛飾区建物の省エネ・ガイドブック 住宅(戸建住宅)編